

議 案 目 次

(令和6年3月6日提出)

議案 番号	件 名	備 考
108	気仙沼市議会委員会条例の一部を改正する条例制定 について	
109	気仙沼市議会会議規則の一部を改正する規則制定に ついて	

議案第108号

気仙沼市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり制定する。

令和6年3月6日提出

議会運営委員会
委員長 白井真人

提案理由

地方自治法の改正等に伴い、委員会条例の一部を改正するものである。

気仙沼市議会委員会条例の一部を改正する条例

気仙沼市議会委員会条例（平成18年気仙沼市条例第203号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「第3条（常任委員の任期）第3項」を「第3条第3項」に改める。

第16条ただし書中「（委員長及び委員の除斥）」を削る。

第22条第2項中「終る」を「終わる」に改める。

第24条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第25条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第28条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第29条第3項中「（公述人の発言）」及び「（委員と公述人の質疑）」を削り、「第28条（代理人又は文書による意見の陳述）」を「前条」に改める。

第30条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第108号資料

気仙沼市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(委員の選任)</p> <p>第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下これらを「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、<u>第3条第3項</u>の例による。</p> <p>(定足数)</p> <p>第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、<u>第18条</u>の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。</p> <p>(秩序保持に関する措置)</p> <p>第22条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号）、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。</p> <p>2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が<u>終わる</u>まで発言を禁止し、又は退場させることができる。</p> <p>3 略</p> <p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第24条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u></p> <p>(公述人の決定)</p>	<p>(委員の選任)</p> <p>第8条 同左</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、<u>第3条（常任委員の任期）第3項</u>の例による。</p> <p>(定足数)</p> <p>第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、<u>第18条（委員長及び委員の除斥）</u>の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。</p> <p>(秩序保持に関する措置)</p> <p>第22条 同左</p> <p>2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が<u>終る</u>まで発言を禁止し、又は退場させることができる。</p> <p>3 略</p> <p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第24条 同左</p> <p>(新設)</p> <p>(公述人の決定)</p>

改 正 案	現 行
<p>第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者、学識経験者等（以下これらを「公述人」という。）は、<u>前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</u></p> <p>2 略</p> <p>（代理人又は文書による意見の陳述）</p> <p>第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</u></p> <p>（参考人）</p> <p>第29条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 参考人については、第26条_____、第27条_____及び前条_____の規定を準用する。</p> <p>（記録）</p> <p>第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。</u></p>	<p>第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者、学識経験者等（以下これらを「公述人」という。）は、<u>あらかじめ文書で_____申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</u></p> <p>2 略</p> <p>（代理人又は文書による意見の陳述）</p> <p>第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書で_____意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</u></p> <p>（参考人）</p> <p>第29条 同左</p> <p>2 略</p> <p>3 参考人については、第26条<u>（公述人の発言）</u>、第27条<u>（委員と公述人の質疑）</u>及び第28条<u>（代理人又は文書による意見の陳述）</u>の規定を準用する。</p> <p>（記録）</p> <p>第30条 同左</p> <p>2 略</p> <p>（新設）</p>

議案第109号

気仙沼市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

別紙のとおり制定する。

令和6年3月6日提出

議会運営委員会

委員長 臼井真人

提案理由

地方自治法の改正等に伴い、会議規則の一部を改正するものである。

気仙沼市議会会議規則の一部を改正する規則

気仙沼市議会会議規則（平成18年気仙沼市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第168条」を「第167条の2—第168条」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項中「認めるときは」の次に「，会議に宣告することにより」を加え，同条中第3項を第4項とし，第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず，議長は，会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは，会議時間を変更することができる。

第14条中「そなえ」を「備え」に改める。

第15条中「再び」を「，再び」に改める。

第17条中「そなえ」を「備え」に改める。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め，同項に次のただし書を加える。

ただし，会議の議題となる前においては，議長の許可を得なければならない。

第19条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第20条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第23条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第27条中「（選挙の宣告）」を削る。

第29条中「，職員の点呼に応じて」を「，議長の指示に従って」に，「，投票を備付けの投票箱に投入する」を「，投票する」に改める。

第31条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は，議長が定める。

第38条中「まって」を「待つて」に改める。

第44条第2項中「審査」を「審査又は調査」に改め，「（付託事件を議題とする時期）」を削り，「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「認めるときは」の次に「，議会の承認を得て」を加える。

第50条第1項及び第52条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第55条第1項中「すべて」を「全て」に改め，同条第2項中「発言を」を「，発言を」に改める。

第64条第1項中「（質疑又は討論の終結）」を削り，同条第2項中「（質疑回数制限）」を削る。

第66条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第67条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第70条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め，同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第71条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第74条中「第27条（議場の出入口閉鎖），第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検），第29条（投票），第30条（投票の終了），第31条（開票及び投票の効力），第32条（選挙結果の報告）第1項及び第33条（選挙関係書類の保存）」を「第27条から第31条まで，第32条第1項及び第33条」に改める。

第76条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第77条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め，同条第2項中「とる」を「採る」に改め，同条第3項中「すべて」を「全て」に，「とる」を「採る」に改める。

第80条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第87条中「（発言の取消し又は訂正）」を削る。

第100条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め，同条に次のただし書を加える。

ただし，会議の議題となる前においては，委員長の許可を得なければならない。

第114条及び第116条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第125条の見出し中「朗読」を「配布」に改め，同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め，同条に次のただし書を加える。

ただし，やむを得ないと認めるときは，朗読をもって配布に代えることができる。

第127条中「第1章第4節」を「，第1章第4節」に改める。

第128条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第131条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第132条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第135条中「第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検），第29条（投票），第30条（投票の終了），第31条（開票及び投票の効力）及び第32条（選挙結果の報告）第1項まで」を「第28条から第31条まで及び第32条第1項」に改める。

第137条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第138条1項中「とる」を「採る」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第139条第2項中「，法人」を「並びに法人」に改め、同条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第141条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第141条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第141条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第143条第1項中「意見を付け，」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第145条中「，その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第149条中「第37条（議案等の説明，質疑及び委員会付託）第3項」を「第37条第3項」に改める。

第150条を次のように改める。

（決定の通知）

第150条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第152条中「，外とう，えり巻，つえ，かさ」を「，コート，マフラー及び傘」に改め，同条ただし書中「，議長又は委員長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第157条の見出し中「印刷物」を削り，同条中「資料，新聞紙，文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第159条中「すべて」を「全て」に改める。

第161条中「第37条（議案等の説明，質疑及び委員会付託）第3項」を「第37条第3項」に，「議決することは」を「議決することが」に改める。

第161条の次に次の1条を加える。

（代理弁明）

第161条の2 議員は，自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において，議会又は委員会の同意を得たときは，他の議員をして代わって弁明させることができる。

第9章中第168条の前に次の2条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第167条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字，図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては，当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず，議長が定めるところにより，議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては，当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず，議長が定めるところにより，議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし，当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知につ

いては、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第66条、第86条、第125条、第140条第1項及び第141条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發した時のいずれか早いとき）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。
（電磁的記録による作成等）

第167条の3 この規則の規定（第28条第1項（第74条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第109号資料

気仙沼市議会会議規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第8章 略</p> <p>第9章 補則（<u>第167条の2—第168条</u>）</p> <p>（会期中の閉会）</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>全て</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>（会議時間）</p> <p>第9条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告することにより</u>、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</u></p> <p><u>4</u> 略</p> <p>（議案の提出）</p> <p>第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を<u>備え</u>、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては、所定の賛成者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者が連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を<u>備え</u>、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。</p> <p>（一事不再議）</p> <p>第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、<u>再び</u>提出することができない。</p> <p>（修正の動議）</p> <p>第17条 修正の動議は、その案を<u>備え</u>、法第115条</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第8章 略</p> <p>第9章 補則（<u>第168条</u>）</p> <p>（会期中の閉会）</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>すべて</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>（会議時間）</p> <p>第9条 同左</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは_____、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>（新設）</p> <p><u>3</u> 略</p> <p>（議案の提出）</p> <p>第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を<u>そなえ</u>、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては、所定の賛成者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者が連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を<u>そなえ</u>、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。</p> <p>（一事不再議）</p> <p>第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は<u>再び</u>提出することができない。</p> <p>（修正の動議）</p> <p>第17条 修正の動議は、その案を<u>そなえ</u>、法第115条</p>

改 正 案	現 案 行
<p>の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者が連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p> <p>第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</p> <p>2 議員が提出した事件及び動議につき、前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。</p> <p>3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。</p> <p>(日程の作成及び配布)</p> <p>第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。</p> <p>(延会の場合の議事日程)</p> <p>第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。</p> <p>(議場の出入口閉鎖)</p> <p>第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条 _____ の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。</p> <p>(投票)</p> <p>第29条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する _____。</p> <p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第31条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者が連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p> <p>第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する _____。</p> <p>2 議員が提出した事件及び動議につき、前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。</p> <p>3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。</p> <p>(日程の作成及び配布)</p> <p>第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。</p> <p>(延会の場合の議事日程)</p> <p>第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終らなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。</p> <p>(議場の出入口閉鎖)</p> <p>第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条 (選挙の宣告) の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。</p> <p>(投票)</p> <p>第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備付けの投票箱に投入する。</p> <p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第31条 同左</p> <p>2・3 略</p>

改 正 案	現 行
<p>4 <u>投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p> <p>(付託事件を議題とする時期) 第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を<u>待つて</u>議題とする。</p> <p>(委員会の審査又は調査期限) 第44条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。</p> <p>2 前項の期限までに<u>審査又は調査</u>を終わらなかったときは、その事件は、第38条 _____ の規定にかかわらず、<u>議会</u>において審議することができる。</p> <p>(委員会の中間報告) 第45条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。</p> <p>2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、<u>議会の承認を得て</u>、中間報告をすることができる。</p> <p>(発言の許可等) 第50条 発言は、<u>全て</u> 議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、一般質問での質問は質問席で、簡易な事項については、自席で発言することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(発言の通告をしない者の発言) 第52条 発言の通告をしない者は、通告をした者が<u>全て</u> 発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(発言内容の制限) 第55条 発言は、<u>全て</u> 簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるとき</p>	<p>(新設)</p> <p>(付託事件を議題とする時期) 第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を<u>ま</u>って議題とする。</p> <p>(委員会の審査又は調査期限) 第44条 同左</p> <p>2 前項の期限までに<u>審査</u> _____ を終わらなかったときは、その事件は、第38条 <u>(付託事件を議題とする時期)</u> の規定にかかわらず、<u>会議</u>において審議することができる。</p> <p>(委員会の中間報告) 第45条 同左</p> <p>2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは _____ _____, 中間報告をすることができる。</p> <p>(発言の許可等) 第50条 発言は、<u>すべて</u> 議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、一般質問での質問は質問席で、簡易な事項については、自席で発言することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(発言の通告をしない者の発言) 第52条 発言の通告をしない者は、通告をした者が<u>すべて</u> 発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(発言内容の制限) 第55条 発言は、<u>すべて</u> 簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるとき</p>

改 正 案	現 行
<p>は、注意し、なお従わない場合は、<u>発言を禁止</u>することができる。</p>	<p>は、注意し、なお従わない場合は<u>発言を</u> 禁止することができる。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>(準用規定)</p>	<p>(準用規定)</p>
<p>第64条 一問一答で行う質問については、第60条_____の規定を準用する。</p>	<p>第64条 一問一答で行う質問については、第60条<u>(質疑又は討論の終結)</u>の規定を準用する。</p>
<p>2 一問一答で行う質問以外の質問については、第56条_____及び第60条の規定を準用する。</p>	<p>2 一問一答で行う質問以外の質問については、第56条<u>(質疑回数の制限)</u>及び第60条の規定を準用する。</p>
<p>(答弁書の配布)</p>	<p>(答弁書の配布)</p>
<p>第66条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁し難い場合において、答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に<u>代える</u>ことができる。</p>	<p>第66条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁し難い場合において、答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に<u>かえる</u>ことができる。</p>
<p>(表決問題の宣告)</p>	<p>(表決問題の宣告)</p>
<p>第67条 議長は、表決を<u>採ろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。</p>	<p>第67条 議長は、表決を<u>とろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。</p>
<p>(起立による表決)</p>	<p>(起立による表決)</p>
<p>第70条 議長が表決を<u>採ろう</u>とするときは、問題を可とするものを起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p>	<p>第70条 議長が表決を<u>とろう</u>とするときは、問題を可とするものを起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p>
<p>2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>採らなければならない</u>。</p>	<p>2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>とらなければならない</u>。</p>
<p>(投票による表決)</p>	<p>(投票による表決)</p>
<p>第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>採る</u>。</p>	<p>第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>とる</u>。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(選挙規定の準用)</p>	<p>(選挙規定の準用)</p>
<p>第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、<u>第27条から第31条まで、第32条第1項及び第33条</u></p>	<p>第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、<u>第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、</u></p>

改 正 案	現 行
<p>_____の規定を準用する。</p> <p>(簡易表決)</p> <p>第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を<u>採らなければならない</u>。</p> <p>(表決の順序)</p> <p>第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を<u>採らなければならない</u>。</p> <p>2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>採る</u>。ただし、表決の順序について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>3 修正案が<u>全て</u> 否決されたときは、原案について表決を<u>採る</u>。</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者、学識経験者等（以下これらを「公述人」という。）は、<u>前条の規定によりあらかじめ申し出た者</u>及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。</p> <p>2 略</p> <p>(会議録に掲載しない事項)</p> <p>第87条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第65条 _____ _____の規定により取り消した発言は、掲載しない。</p> <p>(動議の撤回)</p> <p>第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、<u>委員会の許可を得なければならない</u>。ただし、<u>会議の議題となる前においては、委員長</u>の許可を得なければならない。</p>	<p><u>第32条（選挙結果の報告）第1項及び第33条（選挙関係書類の保存）</u>の規定を準用する。</p> <p>(簡易表決)</p> <p>第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を<u>とらなければならない</u>。</p> <p>(表決の順序)</p> <p>第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を<u>とらなければならない</u>。</p> <p>2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>とる</u>。ただし、表決の順序について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>3 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決を<u>とる</u>。</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者、学識経験者等（以下これらを「公述人」という。）は、<u>あらかじめ文書で _____</u>申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。</p> <p>2 略</p> <p>(会議録に掲載しない事項)</p> <p>第87条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第65条 <u>（発言の取消し又は訂正）</u>の規定により取り消した発言は、掲載しない。</p> <p>(動議の撤回)</p> <p>第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の<u>承認を要する _____</u>。 _____</p>

改 正 案	現 行
<p>(発言の許可)</p> <p>第114条 委員は、<u>全て</u> 委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。</p>	<p>(発言の許可)</p> <p>第114条 委員は、<u>すべて</u> 委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。</p>
<p>(発言内容の制限)</p> <p>第116条 発言は<u>全て</u>、簡明にするものとして、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(発言内容の制限)</p> <p>第116条 発言は<u>すべて</u>、簡明にするものとして、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2 略</p>
<p>(答弁書の配布)</p> <p>第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、<u>その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないと認めるときは、朗読をもって配布に代えることができる。</u></p>	<p>(答弁書の朗読)</p> <p>第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、<u>職員をして朗読させる</u>。 _____</p>
<p>(選挙規定の準用)</p> <p>第127条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、<u>第1章第4節</u>の規定を準用する。</p>	<p>(選挙規定の準用)</p> <p>第127条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については<u>第1章第4節</u>の規定を準用する。</p>
<p>(表決問題の宣告)</p> <p>第128条 委員長は、表決を<u>採ろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。</p>	<p>(表決問題の宣告)</p> <p>第128条 委員長は、表決を<u>とろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。</p>
<p>(起立による表決)</p> <p>第131条 委員長が表決を<u>採ろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 委員長が起立者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>採らなければならない</u>。</p>	<p>(起立による表決)</p> <p>第131条 委員長が表決を<u>とろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 委員長が起立者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>とらなければならない</u>。</p>
<p>(投票による表決)</p> <p>第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>採る</u>。</p> <p>2 略</p>	<p>(投票による表決)</p> <p>第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>とる</u>。</p> <p>2 略</p>
<p>(選挙規定の準用)</p> <p>第135条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、</p>	<p>(選挙規定の準用)</p> <p>第135条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、</p>

改 正 案	現 行
<p>第28条から第31条まで及び第32条第1項</p> <hr/> <p>_____の規定を準用する。</p> <p>(簡易表決)</p> <p>第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を<u>採らなければならない</u>。</p> <p>(表決の順序)</p> <p>第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>採る</u>。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>2 修正案が<u>全て</u> 否決されたときは、原案について表決を<u>採る</u>。</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日<u>並びに法人</u>の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の<u>許可</u>を得なければならない。</p> <p>6 <u>議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u></p> <p>(請願の委員会付託)</p> <p>第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願</p>	<p>第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第29条（投票）、第30条（投票の終了）、第31条（開票及び投票の効力）及び第32条（選挙結果の報告）第1項までの規定を準用する。</p> <p>(簡易表決)</p> <p>第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を<u>とらなければならない</u>。</p> <p>(表決の順序)</p> <p>第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>とる</u>。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>2 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決を<u>とる</u>。</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 同左</p> <p>2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>法人</u>の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の<u>承認</u>を得なければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(請願の委員会付託)</p> <p>第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願</p>

改 正 案	現 行
<p>を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、<u>常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</u></p>	<p>を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、<u>議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p>
<p>2 <u>委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。</u></p>	<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。</u></p>
<p>3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、<u>2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。</u></p>	<p>3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、<u>2以上の請願が提出されたものとみなす</u>。</p>
<p>(請願の審査報告)</p> <p>第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により _____ 議長に報告しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 <u>委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。</u></p> <p>3 略</p>	<p>(請願の審査報告)</p> <p>第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により <u>意見を付け</u>、議長に報告しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(新設)</p> <p>2 略</p>
<p>(陳情書の処理)</p> <p>第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので <u>議長が必要であると認める</u> ものは、請願書の例により処理するものとする。</p>	<p>(陳情書の処理)</p> <p>第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、<u>その内容が請願に適合するものは、</u>請願書の例により処理するものとする。</p>
<p>(資格決定の審査)</p> <p>第149条 前条の要求については、議会は、<u>第37条第3項</u>の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。</p>	<p>(資格決定の審査)</p> <p>第149条 前条の要求については、議会は、<u>第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項</u>の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。</p>
<p>(決定の通知)</p> <p>第150条 <u>前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p>	<p>(決定書の交付)</p> <p>第150条 <u>議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を、決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。</u></p>
<p>(携帯品)</p> <p>第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、<u>コート、マフラー及び傘</u>の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由</p>	<p>(携帯品)</p> <p>第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、<u>外とう、えり巻、つえ、かさ</u>の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由</p>

改 正 案	現 行
<p>により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。</p> <p>(資料等_____の配布許可)</p> <p>第157条 議場又は委員会の会議室において、<u>資料等_____</u>を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。</p> <p>(議長の秩序保持権)</p> <p>第159条 <u>全て</u>規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>(懲罰動議の審査)</p> <p>第161条 懲罰については、議会は、<u>第37条第3項_____</u>の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができる。</p> <p>(代理弁明)</p> <p>第161条の2 <u>議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。</u></p> <p>第9章 補則</p> <p>(電子情報処理組織による通知等)</p> <p>第167条の2 <u>議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用す</u></p>	<p>により、<u>議長又は委員長の許可を得たときは_____</u>、この限りでない。</p> <p>(資料等印刷物の配布許可)</p> <p>第157条 議場又は委員会の会議室において、<u>資料、新聞紙、文書等の印刷物</u>を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。</p> <p>(議長の秩序保持権)</p> <p>第159条 <u>すべて</u>規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>(懲罰動議の審査)</p> <p>第161条 懲罰については、議会は、<u>第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項</u>の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 案	現 行
<p><u>る方法により行うことができる。</u></p> <p>2 <u>議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。</u></p> <p>3 <u>前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。</u></p> <p>4 <u>第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第66条、第86条、第125条、第140条第1項及び第141条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早いとき）に当該者に到達したものとみなす。</u></p> <p>5 <u>議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。</u></p>	

改 正 案	現 行
<p><u>6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。</u></p> <p><u>（電磁的記録による作成等）</u></p> <p><u>第167条の3 この規則の規定（第28条第1項（第74条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。</u></p> <p><u>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</u></p>	<p>（新設）</p>